

届出書類について

届出書類は、いつまでに提出すればよろしいですか。

毎月10日その月の掛金等請求に関する届出締切日としています。

10日を過ぎてから届出書類を受理した場合、翌月の扱いとなります。

書類の到着が締切日間際になる場合は、送付する前に共助会事務局まで連絡の上、FAXにてお受けできることもあります。

書類の提出が遅れ、掛金等の請求があった場合、どのように対処すればよろしいですか。

当月の請求は、掛金請求明細書の請求どおりにお支払いして頂きますが、届出を受理したら翌月の請求書の中で調整いたします。

ただし、月額算定月の6月分請求が確定すると、遡っての調整は出来ません。

年度途中で本俸の変更があった場合、掛金等の金額はどうなりますか。

年度途中で本俸が変わっても、掛金等の金額は変わりません。掛金等は6月の月額算定時に変更します。

ただし、休職していた会員が復職する際、直近の年度において月額算定がなされていない場合は復職した月から掛金等は変更されます。

これから産休や育休に入ることとなりますが、掛金等の積立はどうなるのでしょうか。

休職届を提出することで、休職の始まる月から掛金の納入を停止させることができます。

その後は、復職届が提出されるまで掛金等の請求はありません。

加入者と事業主の合意のもとで、継続して掛金を納めることも可能です。

資格取得届の給与月額（本俸）は、どのような金額を記入すればいいのですか。

共助会定款規程規則集には、本俸の概念について具体的な記載はありません。

施設で規定されている本俸をご記入ください。

他の施設へ異動することになった場合、どのような手続きが必要になりますか。

共助会の掛金を異動先で継続して納めていく場合、加入者異動届の提出が必要です。ただし、異動先が共助会に登録されていないと異動は成立しません。

加入者異動届は、異動元から移動先施設を経由し、共助会へ送付して頂きます。事務担当者が異動施設間で連絡を取り合うことができれば異動手続きが円滑に進み、掛金等の請求も異動月の翌月にずれ込むことはなくなります。

異動が成立すると、異動元施設で積み立てられた掛金は移動先の会計へ移行し、これまでの掛金納入期間も継承されます。

加入者が正職員からパートタイマーへ変更となりました。

施設規程により共助会の加入対象となくなると、退職届を提出して掛金の支払いを停止させることはできますか。

退職の理由（産休、育休、病休）に該当しないため、退職届を受理することはできません。

〈補足〉共助会は本俸が3万円以上であれば、どなたでも加入できます。

雇用形態変更後の本俸で掛金の積立を継続することも可能ですが、上記の場合、脱退届を提出していただくことになります。

慶弔金と退職金について

加入者同士が結婚した場合、慶祝金の受給申請はどのようにになりますか。

双方とも慶祝金の受給を申請することができます。

夫婦が共に加入者である場合、妻の出産した際の慶祝金の受給申請はどのようにになりますか。

双方とも慶祝金の受給申請が行えます。

例えば双子が生まれた場合、加入者1名につき子ども2人分の慶祝金が支給されますので、それぞれ慶弔金受給申請書を2枚ずつご提出ください。

結婚をしたので、慶祝金の受給申請を行う予定です。銀行口座の名義人をまだ変更していません。旧姓のまま申請してもよろしいでしょうか。

口座名義人が旧姓でも申請をお受けします。

ただし、途中で口座名義人を変更した場合は共助会事務局までご連絡ください。

共助会が申請者の口座名義人の変更手続きを行わないと、送金が遅れてしまいます。

退職した後、共助会から退職所得の源泉徴収票が届きました。これを持って税務署へ確定申告に行く必要はありますか。

共助会だけの退職所得で税金が発生することはありません。この場合、確定申告する必要はありません。

ただし、他の共済制度にも加入していて、そこからの退職金と共助会の退職金を合算することにより税金の控除額を超えた場合は税金が発生しますので、税務署へ確定申告する必要があります。

共助会の加入者ではない配偶者が出産した場合、慶祝金の受給申請はできますか。

加入者である夫が受給申請を行い、慶祝金を受け取ることができます。

身内が亡くなった場合、共助会への手続きはどのように行えばよいですか。

身内の方は、弔慰金の申請対象となりません。
現行では、加入者本人が亡くなった場合のみ、遺族が遺族一時金および弔慰金を申請することになります。

慶祝金の受給申請を忘れていました。遡って申請することは可能ですか。

受給申請書類の有効期限は5年間となっています。
結婚や出産の事象が発生してから5年以内であれば、当初在籍していた施設から書類を提出していただくことにより遡って申請することが可能です。5年以上経過している場合は、無効となります。
なお、結婚や出産があったときに共助会の加入者でないと、申請することはできません。

退職金が貰える条件は、どのようになっていますか。

掛金の納付月数が12ヶ月以上であれば、退職金が発生します。
休職により施設に在籍されている期間と納付期間に差が生じることもありますので、退職する前に事務担当者へご確認ください。

結婚や出産に伴う届出を遡って受理してもらうことは出来ますか。

事象が生じた月に会員となっていれば、慶祝金の支給は可能です。5年を越える場合、届出は無効となります。

貸付金について

生活資金の借入れをしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

共助会加入者は、退職金の範囲内で生活資金の借入れが可能です。
退職金は掛金を1年以上納付することで発生します。借入限度額を知りたい場合は、共助会事務局へご連絡ください。

生活資金の借入れは、いつからでも可能ですか。

毎月5の付く日に貸付金を送金しています。
送金手続きを行うまでに日数を要しますので、送金日間際に申請があると次の機会に貸付金の送金を行うことがあります。余裕を持ってお申し込みください。

現在、貸付金を償還中です。新たに生活資金の借入を希望する場合、どのような手続きが必要でしょうか。

共助会事務局までご連絡ください。
貸付金の残額を算出し、新たな貸付額から残額を差し引いた分を送金する手続きを進めます。その際、貸付金の借り換えに関する申請書類を作成し、提出していただくことになります。

借り入れたお金をまとめて返済したいのですが、どうすればいいですか。

共助会事務局までご連絡ください。
貸付金の残金を算出し、振込票を作成します。お手元に届いた振込票を用いて、残金をお支払いください。

生活資金を借り入れている職員が退職する場合、残金の返済について教えてください。

退職する前に貸付金の残額を一括返済し、退職金を満額で受け取っていただくことが理想

ですが、退職金から貸付金の残額を相殺していただくことも可能です。
その際、『相殺願』を提出していただくことになります。はじめに共助会事務局までご連絡
ください。